指定給水装置工事事業者制度の更新手続きについて

2023年度(令和5年度)

令和元年10月1日から「水道法の一部を改正する法律」が施行され，給水装置工事事業者の指定更新制度が導入され指定の有効期限が従来の無期限から5年間となり，指定の更新手続きが必要となりました。指定給水装置工事事業者制度の指定を受けた期間が2007年(平成19年)4月1日から2013年(平成25年)3月31日の方は指定の有効期間が2023年(令和5年）9月29日となりますので，期間内での手続きをお願い致します。

１　有効期間及び更新の受付期間

* 初回の更新手続きについては，上下水道局より事前にダイレクトメールにて通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 福山市より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
| 2007年(平成19年)4月1日～2013年(平成25年)3月31日 | 2023年(令和5年）9月29日まで |
| 2013年(平成25年)4月1日～2019年(令和元年)9月30日 | 2024年(令和6年）9月29日まで |
| 2019年(令和元年)10月1日以降 | 指定を受けた日から5年間 |

２　更新申請受付期間・受付場所

　　2023年(令和5年)7月10日から2023年（令和5年）8月10日まで

　　〒720-8526　広島県福山市古野上町15番25号　ふくやま上下水道料金センター

　　申請は持参もしくは郵送も可

３　申請時に必要な提出書類

　　（1）指定給水装置工事事業者指定申請書　様式第１号（新規指定時の申請書と同様）

　　（2）誓約書　様式第２号（欠格要件に該当しないことの誓約書）

　　（3）機械器具調書

　　（4）［法人］定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本

　　　　※定款の写し裏面へ『申請年月日，「この写しは原本と相違ありません」，住所，社名，代表者名』を記入し，社印押印。

　　　　 ［個人］住民票の写し

　　　　※申請住所が住民票と違う場合は，個人事業の開業届出書などが必要。

　　（5）給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

　　 (6) 指定給水装置工事事業者　指定更新時確認書

※履歴事項全部証明書に登録のない営業所等がある事業所につきましては，本店との関係について確認をとっております。

　申請書類は福山市上下水道局ホームページ＞各種申請書＞水道関係からダウンロードしてください。

４　指定給水装置工事事業者指定更新手数料（福山市水道給水条例第31条による）

１０,０００円（提出書類確認後，納付書を郵送します。納付書裏面記載の金融機関でお支払いください。）

５　事業者証の交付

　　2023年(令和5年)9月19日から申請場所にて旧事業者証と引き換えを予定しております。

　　郵送をご希望の方は返信用封筒を同封の上，旧事業者証を郵送してください。確認後，新事業者証を送付いたします。

６　更新制度に関するお問い合わせ先

　 　　福山市上下水道局　お客さまサービス課給水担当

　　　 〒720-8526　広島県福山市古野上町15番25号

　　　 ℡ 084-928-1512 fax 084-921-6050 e-mail:okyakusama@city.fukuyama.hiroshima.jp